小電力無線システム委員会報告書案修正内容対比表(案)

修正案	作業班検討直後の修正版
(17ページ)	(17ページ)
・・・このため、現行の電波法施行規則第13条の3の2にて、変調方式	・・・なお、現行の電波法施行規則第13条の3の2にて、変調方式を含
を含む電波の質が規定されており、狭帯域化に伴う変調方式に対応する電	む電波の質が規定されており、狭帯域化に伴う変調方式に対応する電波型
波型式を追加することが適当である。	式を追加することが適当である。

接続詞がおかしいため指摘により修正。

(30ページ)

ラジオゾンデを追跡できる場所であれば、日本全国利用可能であることから、無線局運用規則第19条の2の規定に従って、発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数につき聴取を行って、他のラジオゾンデに混信を与えないことを確認する必要がある。

このため、予め免許人が他の免許人が発射しているラジオゾンデの電波の状況を確認することにより干渉・混信を回避することが求められる。

また、将来、ラジオゾンデの運用を始める免許人が増えてきたときに備え、免許人間での自主的な運用調整が円滑に行われるための枠組みに関し、必要性の有無等を含めて、検討することが望ましい。

・ ラジオゾンデの狭帯域化の完全移行まで、現行の気象援助局 (404.5MHz)の広帯域ラジオゾンデと共用する必要がある。

(30ページ)

・ ラジオゾンデを追跡できる場所であれば、日本全国利用可能であることから、運用時に、免許人間での運用調整を通じて、予め他の無線局 (気象援助局)に影響を与えないことを確認すること。

- ・ どのチャネルを使用するかは、免許人が飛揚前の受信強度チェック等により判断するため、免許人が許可された周波数帯域内で任意にラジオゾンデのチャネルを選択し使用することが可能であることが望ましい。
- ラジオゾンデの狭帯域化の完全移行まで、現行の気象援助局 (404.5MHz)の広帯域ラジオゾンデと共用する必要がある。

作業班での検討の際に、運用調整のためのメーリングリスト、Web等の活用に関し、運営の主体、マンパワー、経費等の問題があるため、すぐには対応できないというコメントがあったが、枠組みとしては必要性を感じているため、今後の検討事項とすることについて、気象庁及び気象協会は理解を示してくれたことを踏まえた上での表記に修正。

(33ページ)

3.3.5 干渉検討のまとめ

・・・・また、狭帯域化ラジオゾンデ間の与被干渉について、予め免許人が他の免許人が発射しているラジオゾンデの電波の状況を確認することにより干渉・混信を回避することが可能である。

なお、割当可能な周波数が増えることによる免許人間における運用調整 の考え方については、今後、免許人の増加状況を考慮しつつ、枠組み等に 関し、必要性の有無等を含めて、検討することが望ましい。 (33ページ)

3.3.5 干渉検討のまとめ

・・・・また、狭帯域化ラジオゾンデ間の与被干渉について、予め免許人間で運用調整を行い混信を回避することが必要である。

30ページの修正内容を再掲

(35ページ)

5.1.3 チャネル間隔

隣接チャネル漏洩電力値から干渉を回避できる離調間隔を踏まえると、100kHz とすることが適当である。

- 5.1.7 電波の変調方式及び型式
- ・・・・また、将来的に追加される方式については、今後の検討課題とするのが望ましいと思われる。

(35ページ)

5.1.3 チャネル間隔

今後の利用拡大、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値から 干渉を回避できる離調間隔を踏まえると、100kHz とすることが適当であ る。

- 5.1.7 電波の変調方式及び型式
- ・・・したがって、現行省令に規定している電波の型式に、位相変調のタイプ (G*D) を追加することが望ましい。

また、将来的に追加される方式については、今後の検討課題とするのが 望ましいと思われる。

- 5.1.3については、チャネル間隔の導き方を整理。
- 5.1.7については、技術的条件に含める内容ではないと思われるため(運用上の話のため削除)。

(53ページ以降)

答申案の添付

最終案のため本文の技術的条件から抜粋